

# 第2次桜川市 地球温暖化対策実行計画 【事務事業編】



桜川市マスコットキャラクター さくりん

令和5年2月  
 桜川市

## 目 次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1.気候変動の影響.....	1
2.地球温暖化問題に関する国内外の動向.....	1
3.計画の目的.....	2
4.計画の位置づけ.....	3
5.計画の期間.....	3
6.対象とする範囲.....	3
7.対象となる温室効果ガス.....	4
8.本計画におけるSDGs.....	4
9.本計画でのゼロカーボンシティを目指す取り組み.....	5
第2章 温室効果ガスの現況.....	6
1.温室効果ガスの要因となる環境配慮項目の使用量.....	6
2.温室効果ガス排出量の増減要因.....	7
3.その他の環境配慮項目の使用量.....	7
第3章 温室効果ガス削減目標と削減に向けた取り組み.....	8
1.温室効果ガス総排出量の削減目標.....	8
2.その他の環境配慮項目の削減目標.....	8
3.温室効果ガス削減に向けた具体的な取り組み.....	9
第4章 計画の推進.....	10
1.計画推進の基本的な考え方.....	10
2.推進体制.....	10
3.温室効果ガス排出量等の算定.....	11
4.点検・評価.....	11
5.公表等.....	11
6.計画の見直し.....	11
■参考資料.....	12
市施設一覧及び2021（令和3）年度の排出量等.....	12
温室効果ガス排出係数.....	14
桜川市地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱.....	15

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1. 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

### 2. 地球温暖化問題に関する国内外の動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに国が決定する貢献（nationally determined contribution）として全ての国が温室効果ガスの排出削減目標を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

日本では、2020年10月、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言し、2021（令和3）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったことが位置づけられています。

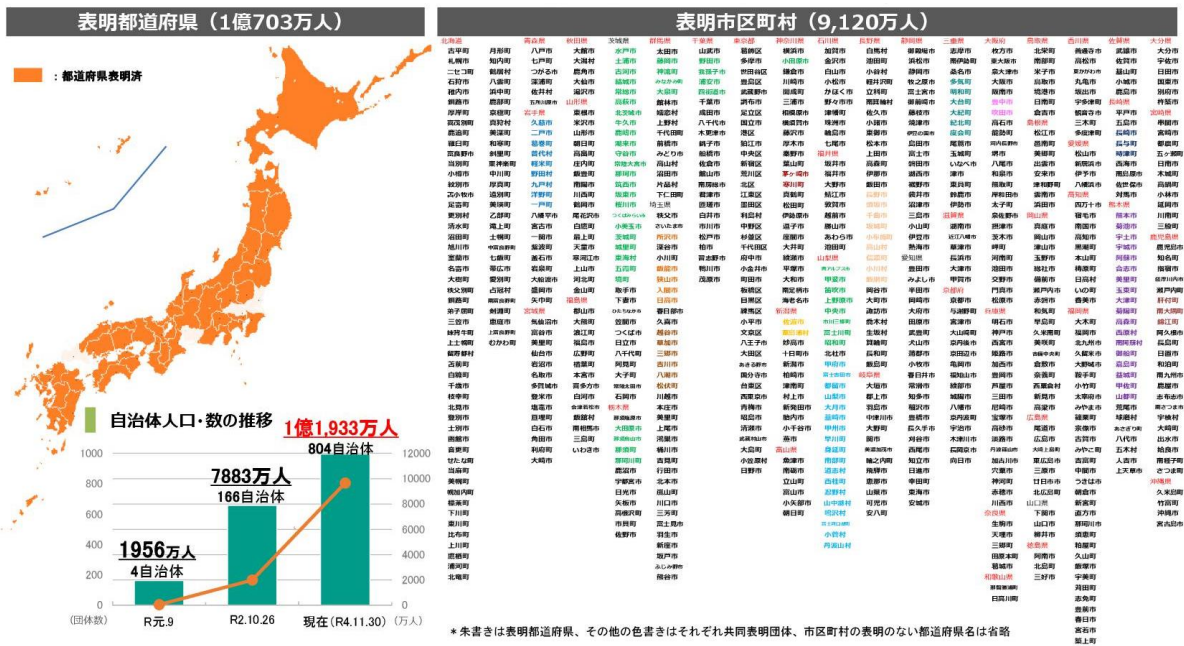
2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われ、改定された計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		<b>14.08</b>	<b>7.60</b>	<b>▲46%</b>	<b>▲26%</b>
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点では、わずか4地方公共団体でしたが、桜川市も2020年7月28日に表明し、2022年11月末現在において、804地方公共団体へと増加しています。なお、表明地方公共団体の人口は、1億1,900万人を超える計算になります。



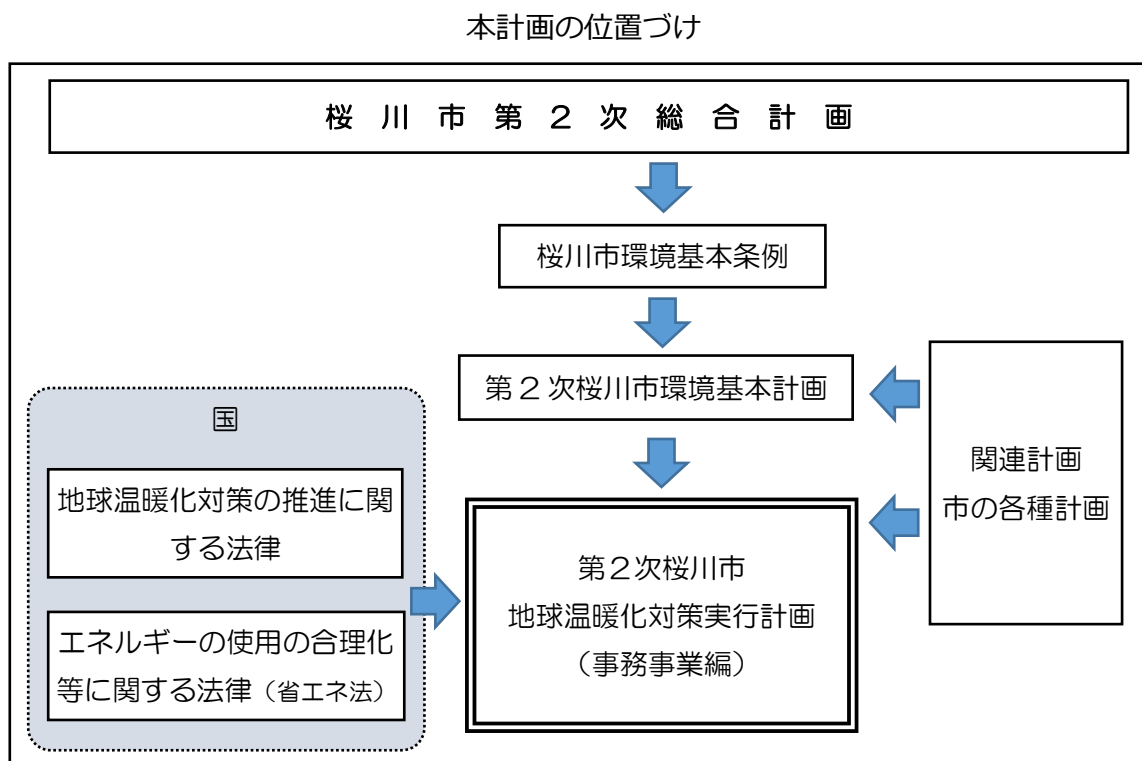
出典：環境省（2022）「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」

### 3.計画の目的

桜川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）は、市の事務及び事業等から排出される温室効果ガスの排出実態と特性を把握し、具体的な削減目標や温室効果ガスの排出抑制への取り組みを定め、環境負荷の軽減と温室効果ガスの排出量削減へと導くことを目的とします。

#### 4.計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき、桜川市第 2 次総合計画及び第 2 次桜川市環境基本計画に即して策定します。



#### 5.計画の期間

本計画は、2021(令和 3)年度を基準年度とし、計画期間は 2022(令和 4)年度から 2030(令和 12)年度までの 9 年間とします。また、5 年目に中間見直しを行います。

項目	年度						
	2021	2022	2023	...	2026	...	2030
期間中の事項	基準年度	計画開始			計画見直し		目標年度
計画期間		→					

#### 6.対象とする範囲

本計画では、本市すべての事務・事業を対象とし、各庁舎、公民館、市立学校、水道事業、他公共施設等を範囲とします。また、新たに庁舎や施設が建設された場合も、対象とする範囲とします。

## 7.対象となる温室効果ガス

本計画で地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定された7種類の温室効果ガスのうち、「二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)」、「メタン (CH<sub>4</sub>)」、「一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)」の3種類を対象とします。

なお、「ハイドロフルオロカーボン(HFC)」、「パーフルオロカーボン (PFC)」、「六ふっ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)」及び「三ふっ化窒素 (NF<sub>3</sub>)」は、本市の事務及び事業に伴う排出量の把握が困難であるため、対象外とします。

対象となる温室効果ガス (3種類)

温室効果ガスの種類	排出される活動
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	電気、ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPガス等の使用
メタン (CH <sub>4</sub> )	公用車の走行等
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	公用車の走行等





## 8.本計画におけるSDGs

SDGsは、2030年までに「持続可能で多様性と包摂性のある社会」を実現することを目指し、2015年に国連サミットで採択された国際目標です。17項目の目標があり、それを具体化した169のターゲット、232の指標が定められています。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画における取り組みに特に関わりの深いSDGsのゴール目標を以下とします。

<p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> 	<p><b>「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」</b>          自然の力を利用した環境にやさしい安全でクリーンな再生可能エネルギーの普及促進に率先的に取り組み、エネルギーを使用する際は、可能な限り省エネルギーの設備に改善します。</p>
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p><b>「住み続けられるまちづくりを」</b>          豊かな森林を活用したまちづくりを目指し、人々のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、防災性・生物多様性の確保、豊かな地域づくりのために、環境に配慮した整備・改善をします。</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p><b>「つくる責任 つかう責任」</b>          環境に配慮した製品を率先して購入し、「3R」に積極的に取り組みます。          3R…リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle)</p>
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p><b>「気候変動に具体的な対策を」</b>          本計画で定める対策を実施し、二酸化炭素を出さない工夫に取り組みます。          気候変動などの適応について柔軟に対応し、組織能力の強化を図ります。</p>

## 9.本計画でのゼロカーボンシティを目指す取り組み

桜川市では、2020（令和2）年7月28日に廃棄物と環境を考える協議会の加盟自治体（北茨城市他37市町）として「ゼロカーボンシティ」共同宣言を行い、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明しました。

本計画では、公共施設のゼロカーボンを目指した取り組みを推進します。

- ① 建築物や機器・設備の省エネルギー化
- ② 再生可能エネルギーの導入拡大と再生可能エネルギー電力への転換
- ③ エネルギーレジリエンスの強化 ～災害時における太陽光発電電力等の活用～

## 第2章 温室効果ガスの現況

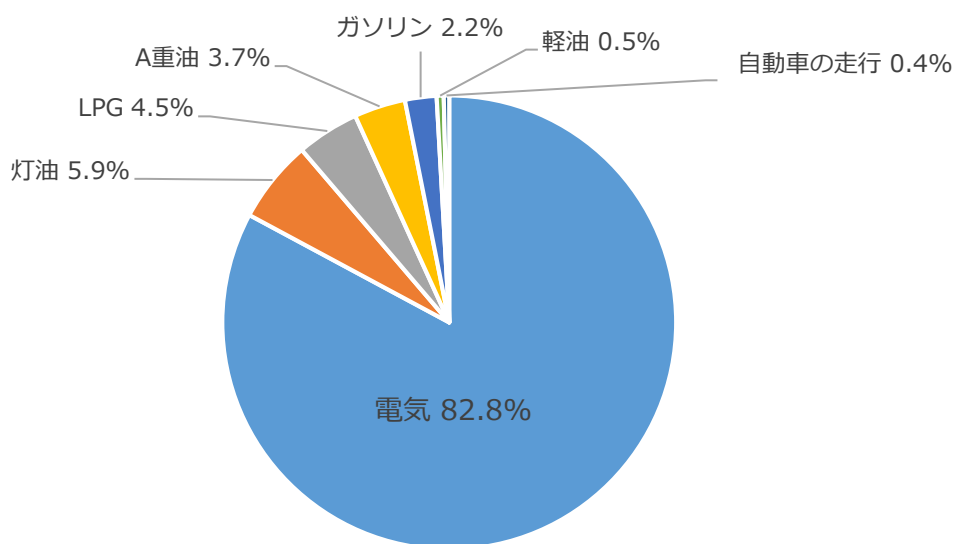
### 1. 温室効果ガスの要因となる環境配慮項目の使用量

桜川市の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度 2021（令和 3）年度と比較し、以下のとおりです。

#### ● 計画対象範囲における総排出量 (t-CO<sub>2</sub>)

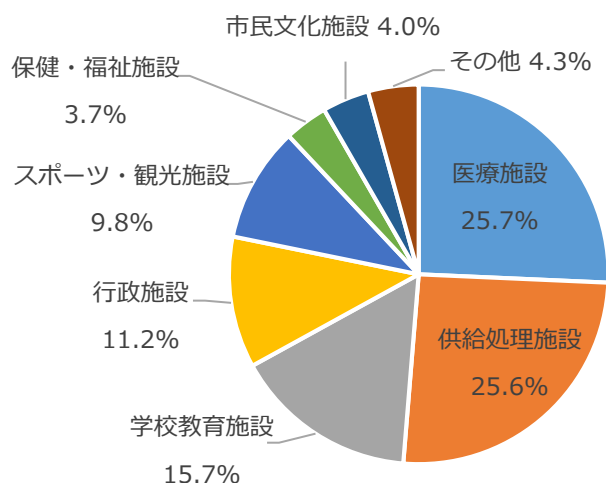
環境配慮項目	2006(平成 18)年度	2018(平成 30)年度	2021(令和 3)年度 【基準年度】
電気	4,980	3,300	3,783
灯油	351	268	269
LPG	207	194	204
A 重油	204	160	167
ガソリン	189	130	103
軽油	81	15	23
自動車の走行	21	20	18
合計	6,033	4,087	4,567

2021(令和3)年度項目別総排出量

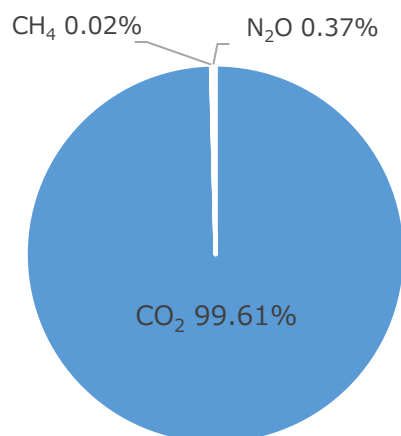




## 2021(令和3)年度分類別総排出量



## 2021(令和3)年度温室効果ガス別の排出量割合



## 2. 温室効果ガス排出量の増減要因

2018(平成 30)年度から比較して、2021(令和 3)年度【基準年度】では、413 t 増加しています。これは、2018(平成 30)年度後半から 2021(令和 3)年度までに、さくらがわ地域医療センターの開院、全ての小・中学校にエアコンなどの整備が行われた結果、温室効果ガス総排出量が増えています。

## 3. その他の環境配慮項目の使用量

本計画におけるその他の環境配慮項目の使用量は以下のとおりです。

### ● 用紙使用量

年度別	使用量
2018(平成 30)年度	8,037,039 枚
2021(令和 3)年度【基準年度】	7,536,350 枚

## 第3章 温室効果ガス削減目標と削減に向けた取り組み

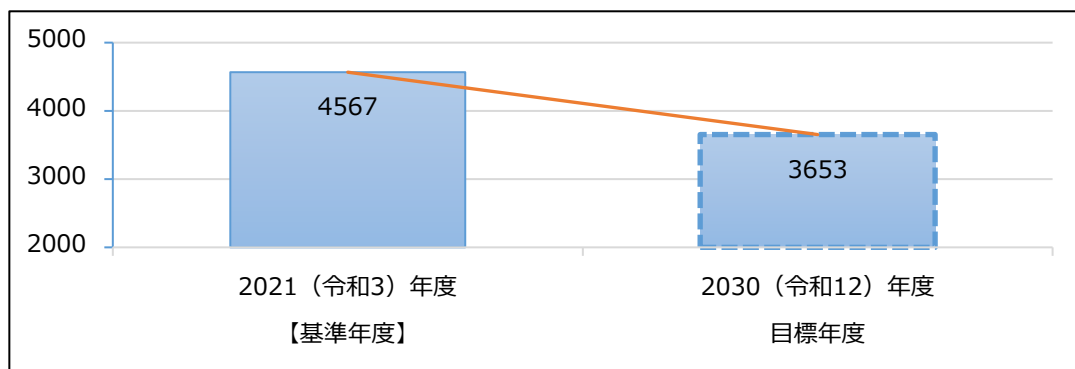
### 1. 温室効果ガス総排出量の削減目標

本市における事務・事業において発生する温室効果ガスの削減目標を次のとおり設定します。

年 度	温室効果ガスの総排出量	削減率
2021（令和3）年度 【基準年度】	4,567t-CO <sub>2</sub>	—
2030（令和12）年度 目標年度	3,653t-CO <sub>2</sub>	-20%

今後、新庁舎建設による既存施設の解体、学校の統廃合及び県南西広域水道用水への切替えによる施設廃止等が進められることで、約10%が削減されることが想定されます。

さらに次項「3. 温室効果ガス削減に向けた具体的な取り組み」を職員全体で実行することにより、基準年度から2030（令和12）年度に向けて、20%削減することを目標としました。



### 2. その他の環境配慮項目の削減目標

その他の環境配慮項目の削減は、間接的に温室効果ガスの削減につながりますので、削減目標を次のとおりとします。

#### ・用紙使用量

年 度	用紙使用量	削減率
2018（平成30）年度	8,037,039 枚	—
2021（令和3）年度【基準年度】	7,536,350 枚	-6%
2030（令和12）年度【目標年度】	5,270,000 枚	-30%

### 3.温室効果ガス削減に向けた具体的な取り組み

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・ガソリンなどの燃料使用量の削減を重点的に取り組みます。

#### (1)施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、燃料等の使用量を削減します。

- ・ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- ・空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

#### (2)施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備を導入することで、省エネルギー化を推進します。

- ・白熱電球、蛍光灯からLED照明に切り換えを進めます。
- ・高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- ・街路灯、防犯灯及び公園灯のLED化を進めます。

#### (3)再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入、検討し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- ・公共施設、小中学校及び駐車場、公共用地へ太陽光発電を設置し、夜間・災害にも対応する蓄電池の導入を検討します。

#### (4)グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取り組みを推進します。

- ・公用車は、車両の用途や使用年数に合わせて、次世代自動車等の環境負荷の少ない車両、燃費性能評価の高い車両への転換を行います。
- ・物品、用紙類等は可能な限り、エコマーク製品等グリーン購入法に適合した環境にやさしい製品を購入します。

#### (5)職員の日常の取り組み

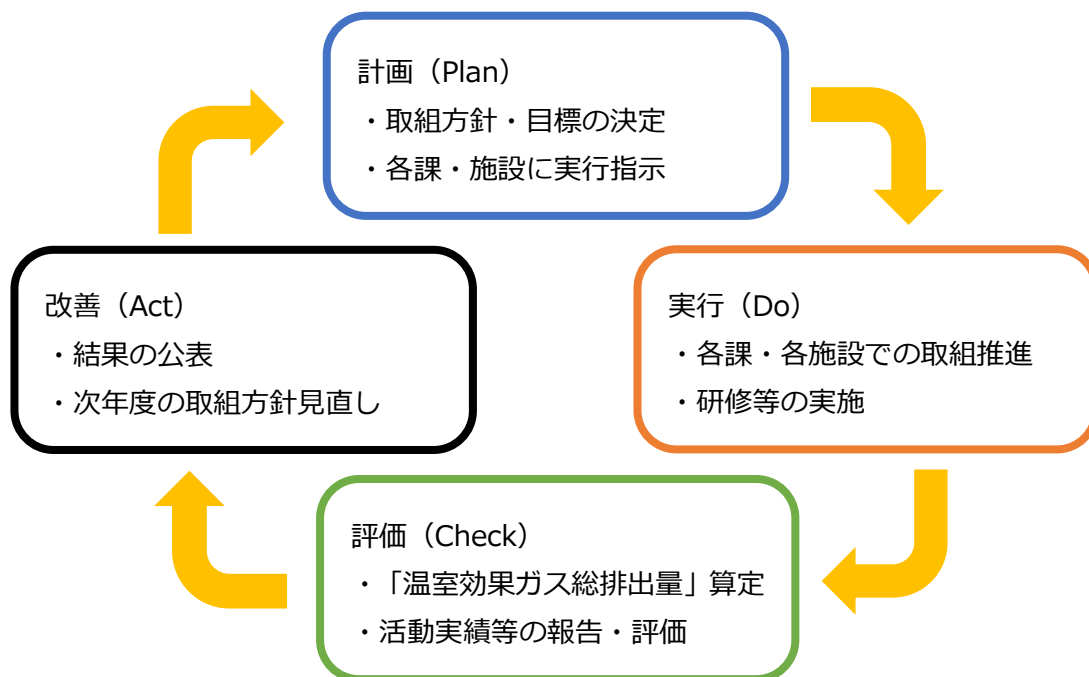
職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取り組みを定着させます。

- ・クールビズ、ウォームビズを実践し、空調運転時間の短縮や適正な設定温度を心掛けます。
- ・不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- ・公用車を利用する際は、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
- ・会議はモニターなどを使いペーパーレスに努め、印刷は集約両面印刷を心掛けます。

## 第4章 計画の推進

### 1. 計画推進の基本的な考え方

本計画の推進・点検は、環境マネジメントシステムにおける PDCA サイクル（Plan=計画・Do=実行・Check=点検・Action=見直し）により、計画の継続的改善に基づき、温室効果ガスの総排出量の削減を着実に推進します。



### 2. 推進体制

本計画を着実に実行するために、以下のとおり推進体制を整備し、円滑な推進を図ります。

#### ・課内温暖化対策員

各課 1 名を配置し、職員に対し温暖化対策の意識啓発を行い、施設管理するものは、地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（以下「LAPSS」という。）への使用量入力を行います。

#### ・事務局

事務局は生活環境課に置き、LAPSS を活用した計画の推進・進行管理や課内温暖化対策員の会議開催、温暖化対策に関する情報提供など、庶務を担当します。

本計画の改定や見直しに関する協議は、桜川市地球温暖化対策実行計画策定委員会を開催し、協議します。本計画の改定や見直しの協議結果及び温室効果ガス総排出量の公表は、庁議を経て行います。

### 3. 温室効果ガス排出量等の算定

本計画の温室効果ガスの算定基礎となる年間活動量（電気、ガソリン、灯油等）は、課内温暖化対策員が毎月、LAPSS に入力を行い、その結果をもとに、毎年度の温室効果ガス排出量を算定します。

### 4. 点検・評価

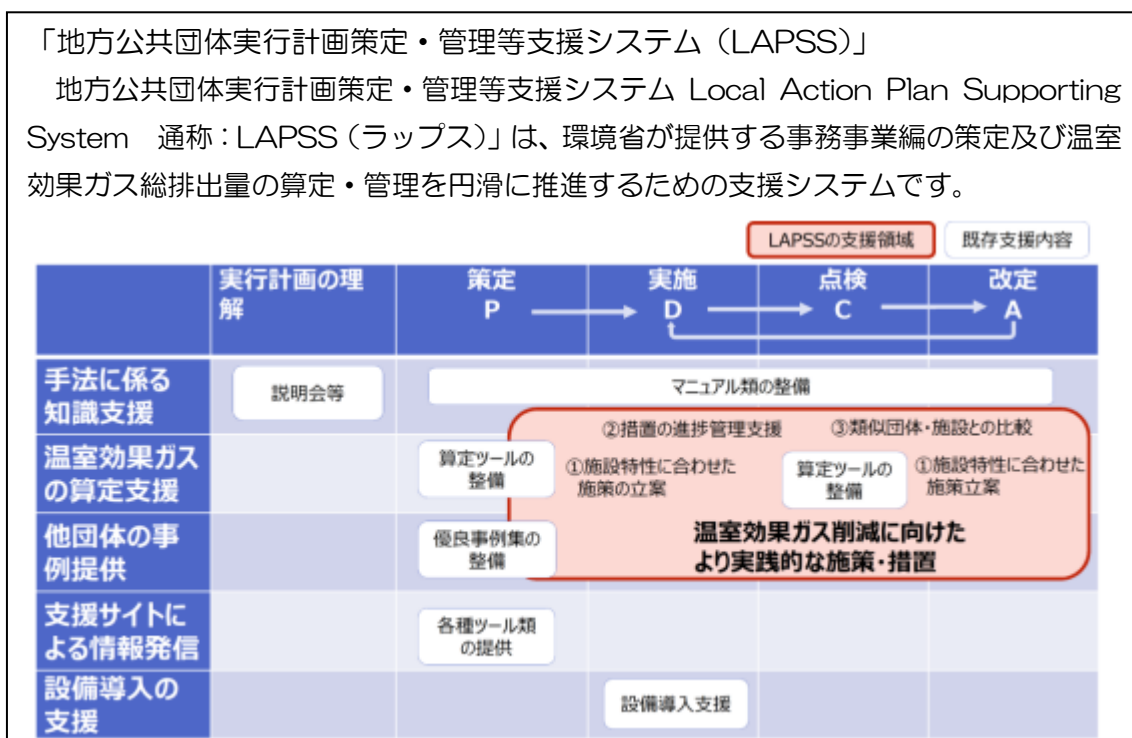
- (1) 課内温暖化対策員は、LAPSS による毎月・年間の温室効果ガス排出量を確認し、温室効果ガス排出削減に向けた措置について、自己評価を行い、点検結果を登録します。
- (2) 事務局は、算定された温室効果ガス排出量や各施設における取り組み実施結果を踏まえ、本計画の進捗状況や目標達成状況を集約します。
- (3) 事務局は、課内温暖化対策員からの提案や報告内容を検討することに加えて、他団体との比較を行い、取り組み改善や見直しを行う場合は、桜川市地球温暖化対策実行計画策定委員会、庁議を経て、その結果を基に課内温暖化対策員へ指示します。

### 5. 公表等

本計画の進捗状況は、庁議を経て、市公式ホームページで公表します。

### 6. 計画の見直し

本計画期間中に、社会情勢や国の方針に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて目標や取り組み内容について見直しを行います。



## ■ 参考資料

### 市施設一覧及び 2021（令和 3）年度【基準年度】の排出量等

部局名	施設名	排出量(t-CO <sub>2</sub> )	施設管理課
総務部	桜川市役所大和庁舎 桜川市役所岩瀬庁舎 桜川市役所真壁庁舎	512.665	財政課
	(旧)紫尾小学校	6.338	財政課
市民生活部	岩瀬じん芥処理場	2.590	生活環境課
保健福祉部	岩瀬福祉センター	86.002	社会福祉課
	真壁福祉センター	72.577	社会福祉課
	岩瀬中央児童館	0.228	児童福祉課
	岩瀬認定こども園	31.285	児童福祉課
	岩瀬東部認定こども園	28.666	児童福祉課
	やまと認定こども園	34.485	やまと認定こども園
	岩瀬高齢者センター	6.665	高齢福祉課
	桜川市真壁保健センター	4.267	健康推進課
	さくらがわ地域医療センター	1,171.751	健康推進課
建設部	加茂部ポンプ場	0.620	建設課
	街路灯	9.025	建設課
	旧真壁郵便局	0.650	都市整備課
	旧高久家住宅	0.410	都市整備課
	みかげスポーツ公園	2.301	都市整備課
	コミュニティー道路	2.382	都市整備課
	仲町児童公園	0.933	都市整備課
	北 1 号公園	0.515	都市整備課
	北 3 号公園	0.735	都市整備課
	南 1 号公園	0.300	都市整備課
	台山高森工業団地公園	2.548	都市整備課
	大和駅前公園	8.046	都市整備課
	岩瀬中央児童公園	1.003	都市整備課
	明日香公園	5.697	都市整備課
	磯部桜川公園	1.545	都市整備課
	羽黒駅前広場	3.299	都市整備課
	花の入公園	1.057	都市整備課
	西小埜児童公園	1.604	都市整備課
	つくば真壁工業団地取水場	7.713	都市整備課
	つくば真壁工業団地配水場	13.759	都市整備課

	上野沼駐車場	0.182	都市整備課
	岩瀬駅前広場	4.865	都市整備課
	岩瀬駅前駐車場	4.404	都市整備課
	羽黒駅前駐輪場	0.150	都市整備課
	調整池 A	0.552	都市整備課
	調整池 B	1.023	都市整備課
	高上町駐車場	0.847	都市整備課
経済部	滝のうるおいセンター	0.003	農林課
	つくし湖駐車場トイレ	3.722	農林課
	上野沼噴水施設	30.880	農林課
	原方運動広場	0.468	農林課
	桜井農村公園	3.123	農林課
	やすらぎの里	27.401	商工観光課
	桜川市筑波高原キャンプ場	0.727	商工観光課
上下水道部	本木配水場	2.851	水道課
	真壁浄水場	123.305	水道課
	高久浄水場	199.742	水道課
	公共下水道中継ポンプ施設	9.637	下水道課
	南飯田農業集落排水事業施設	40.078	下水道課
	大国玉西部地区農業集落排水事業施設	47.141	下水道課
	富谷農業集落排水事業施設	52.602	下水道課
	源法寺地区農業集落排水事業施設	82.606	下水道課
	谷貝北地区農業集落排水事業施設	51.659	下水道課
	谷貝南地区農業集落排水事業施設	38.675	下水道課
	長方農業集落排水事業施設	60.442	下水道課
	高久地区農業集落排水事業施設	69.300	下水道課
教育委員会	南飯田小学校	39.372	学校教育課
	坂戸小学校	36.430	学校教育課
	大国小学校	35.025	学校教育課
	岩瀬小学校	53.711	学校教育課
	樺穂小学校	29.175	学校教育課
	羽黒小学校	48.253	学校教育課
	谷貝小学校	25.857	学校教育課
	雨引小学校	37.213	学校教育課
	大和中学校	64.616	学校教育課
	岩瀬東中学校	57.894	学校教育課
	岩瀬西中学校	65.582	学校教育課
	桃山学園	161.006	学校教育課

桜川中学校	62.021	学校教育課
猿田小学校	4.907	学校教育課
学校給食センター	365.700	学校給食センター
原方集会所	0.778	生涯学習課
大和ふれあいセンターシトラス	69.958	生涯学習課
大和中央公民館	0.121	生涯学習課
岩瀬中央公民館	29.000	生涯学習課
樺穂分館	2.027	生涯学習課
紫尾分館	0.444	生涯学習課
谷貝分館	0.747	生涯学習課
農村環境改善センター	11.322	生涯学習課
真壁伝承館	65.580	生涯学習課
岩瀬桜川運動公園	0.154	スポーツ振興課
桜川市総合運動公園	380.481	スポーツ振興課
真壁体育館	29.470	スポーツ振興課
真壁第2体育館	3.554	スポーツ振興課
真壁運動場	8.313	スポーツ振興課
計	4566.758	

※自動車の走行は、集中管理のため総務部財政課に含まれています。

### 温室効果ガス排出係数

種類	排出係数 (t-CO <sub>2</sub> )	種類	排出係数 (t-CO <sub>2</sub> )
電気の使用(kWh)	0.000447	A 重油(L)	0.00270963
灯油(L)	0.002489483333	ガソリン(L)	0.00232
液化石油ガス(kg)	0.003	軽油(L)	0.00258

※液化石油ガス (LPG) は、m<sup>3</sup>で報告されたものを換算しています。(1 m<sup>3</sup> = 2.18kg)

自動車の走行	CH <sub>4</sub> (t-CO <sub>2</sub> )	N <sub>2</sub> O (t-CO <sub>2</sub> )
ガソリン車 (軽乗用車)	0.00000025	0.000006556
ガソリン車 (普通貨物車)	0.000000875	0.000011622
ガソリン車 (小型貨物車)	0.000000375	0.000007748
ガソリン車 (軽貨物車)	0.000000275	0.000006556
ガソリン車 (普通・小型・軽特種用途車)	0.000000875	0.00001043
ディーゼル車 (バス)	0.000000425	0.00000745
ディーゼル車 (普通貨物車)	0.000000375	0.000004172
ディーゼル車 (小型貨物車)	0.00000019	0.000002682
ハイブリッド自動車	0.0000000625	0.000000149



## 桜川市地球温暖化対策実行計画策定委員会設置要綱

平成 19 年 8 月 30 日

訓令第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)第 21 条第 1 項の規定に基づき、桜川市において実施する全ての事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画(以下「実行計画」という。)を策定するため、桜川市地球温暖化対策実行計画策定委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地球温暖化対策実行計画策定に関すること。
- (2) その他、実行計画に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 市長公室長
- (3) 総務部長
- (4) 総合戦略部長
- (5) 市民生活部長
- (6) 保健福祉部長
- (7) 経済部長
- (8) 建設部長
- (9) 上下水道部長
- (10) 教育部長
- (11) 議会事務局長
- (12) 会計管理者

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長、副委員長は市民生活部長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職を代理する。

(平 20 訓令 8・平 21 訓令 12・平 24 訓令 6・平 29 訓令 1・一部改正)

(会議)

第 4 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、会議の結果を市長に報告するものとする。

(事務局)

第5条 委員会の庶務は、市民生活部環境対策主管課において処理する。

(平20訓令8・一部改正)

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年訓令第8号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年訓令第6号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年訓令第1号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和4年訓令第24号)

この訓令は、公布の日から施行する。



**第 2 次桜川市地球温暖化対策実行計画**

**【事務事業編】**

桜川市市民生活部生活環境課

〒309-1292 桜川市岩瀬 64-2

電話 0296-75-3111(代)

FAX 0296-75-3021